

第107号

令和7年3月

生鮮EDI

- 貿易と関税の話
- 【連載】(第4回)
物流環境変化により求められる
生鮮流通(物流)の取組み
～農水産物・食品流通の
高度化実証モデルの構築～
- 第2回先進事例見学会の概要
(富山市公設地方卸売市場)
- 物流生産性向上推進事業(取組推進事業)
のご紹介



生鮮取引電子化推進協議会

「生鮮EDI」第107号 目次

	ページ
● 貿易と関税の話.....	1
生鮮取引電子化推進協議会 事務局長 佐南谷 英龍	
● 【連載】（第4回） 物流環境変化により求められる生鮮流通（物流）の取組み ～農水産物・食品流通の高度化実証モデルの構築～.....	12
公益財団法人 流通経済研究所 農業・物流・地域部門 副部門長 主任研究員 田代 英男 氏	
● 第2回先進事例見学会の概要（富山市公設地方卸売市場）	24
● 巻末コラム.....	31
生鮮取引電子化推進協議会 事務局 田中 成児	
● 物流生産性向上推進事業（取組推進事業）のご紹介.....	34
● 令和7年度 第1回理事会・通常総会のお知らせ	39
● 編集後記	

貿易と関税の話

生鮮取引電子化推進協議会
事務局長 佐南谷 英龍

はじめに

“Tariff is the most beautiful word in the dictionary.”

この1月に2期目の大統領に就任したトランプ大統領が幾度となく発したこの言葉により、関税（Tariff）が世界の注目を集め、同大統領の関税引上げに関する措置が様々な波紋を広げています。この原稿執筆の時点では、カナダ、メキシコや中国に対する関税引き上げ、鉄鋼・アルミニウム製品への追加関税、さらには相互関税などに関する大統領令発出を巡って目まぐるしい展開がありますが、時々刻々変化する情勢はひとまず置いておき、貿易や関税についてその基本的な構図をご紹介したいと思います。

1. まず「Tariff」について

関税＝Tariffとお話を始めましたが、Tariffという単語は、英語（tariff）でもフランス語（tarif）でも狭義の貿易関税という意味合い以外に広く料金という意味で使われています。鉄道運賃、電気・ガス等の公共料金、レストランのメニューなどなどいろいろな料金などがその例として挙げられます。

現代社会では税というと所得税、法人税、相続税、消費税などがまず頭に浮かびます。しかし、税の世界では所得税、法人税などはどちらかという新参者で広い意味での関税（tariff）の方が先輩格です。関税の原始型は古代社会に始まるとされており、古代都市国家において商品や人に対する手数料という形で権力者が徴収していたともいわれています。これらは今日の内国関税といわれる税に近いものと思われます。これに対し今日、関税というとき、「輸入される物品に課される税」と理解されています。このような国境をまたいだ輸出入という貿易取引に着目するとなると、少なくともヨーロッパでは30年戦争を経た1648年のウェストファリア条約を出発点とする主権国家、ひと口に言うと国境により画された領土、その住民である国民からなる排他的な主権国家の出現を待つ必要がありそうです。これにより商品が国境を通過する際に、税を徴収する関税が他の内国関税と区別できるようになります。

2. 今日の世界の関税制度の基本的な約束事について

(1) 関税の役割

まず、税として比較的に長い歴史のある関税が果たしてきた役割には、財政収入の確保と国内産業の保護の2つが挙げられます。世界各国で税制が整備され所得税や消費税などで財

源が確保されるまでは、関税収入は税収財源として大変大きな役割を果たしてきました。しかし、今日では先進諸国の徴税制度が整備され先進諸国では税収確保の点からは関税の重要性はなくなりました。一方、開発途上国では引き続き重要な税収源となっている国もあります。

もう一つ重要な役割は価格競争力のある外国産品から国内産業を保護するために関税を課し国内製品との競争条件を調整する働きです。貿易自由化による世界経済の発展と自国の産業保護の折り合いをどのようにつけていくか、様々な利害関係を背景に国際的な交渉が繰り返され、特に第2次世界大戦後はガットやWTOの下でこのような国際交渉が進められてきたのです。

(2) 関税に関する国際的な約束

さて、単に関税というより貿易関税とか国境関税といった方がトランプ大統領のいうところのTariffをより明確に指すわけですが、関税という言葉が定着していますので単に関税という言葉でお話をしていきたいと思います。

今日の世界の関税制度は、第2次世界大戦後に設立されたガット（GATT）そしてその発展的な組織である世界貿易機関（WTO）によって基本的ルールが取り決められています。ただし、この国際的な取決めにおいても、関税という税の定義は、一義的にはなされていません。このため「一般的には”外国で生産された商品が輸入される際に課される税金」といった理解でお話をしていきます。

WTO本部（ジュネーブ）



コンテナ船（東京港）



WTOで貿易に関する国際的な約束、取決めがなされているわけですが、細かなことはともかくその大原則は輸入される商品に約束した水準以上の関税は課さないという義務を負うということです。少し専門的な用語を使えば、WTO加盟国等に対して約束した税率（「譲許税率」といいます。）以上の関税は課さないという約束です。譲許税率は、英語では、「Bound tariff rate」「Concession rate」などと言われています。Bound はbind（縛る、義務を負わせる）の過去分詞・形容詞形で文字通り縛られて義務付けられた率（rate）、ConcessionはConcede（権利を与える）の名詞形で譲歩、許可といった意味合いです。この譲許税率は、WTOで約束しているのでWTO譲許税率、WTO協定税率とも呼ばれます。

ところで、我が国の関税率は、関税法、関税定率法、関税暫定措置法などの法律で規定されており、関税も細かくみると、基本税率、暫定税率、特惠税率、WTO譲許税率（協定税率）などいろいろな種類の関税があるのですが、実際に重要な役割を果たしている国際的な取決めであるWTO譲許税率（協定税率）について取上げていきます。

(3) ガットやWTOでの協定税率はどのように交渉されてきたか？

この協定税率は、文字通りWTO交渉で合意されWTO協定に規律される税率ですから、ひとことと言うと交渉という取引（トランプ大統領もよく言及するDeal）の結果です。交渉ごとですから、Give and Take、お互い自国の利害得失を計算してあるところでは譲り、あるところでは得るといふ複雑な計算をして最終的な合意に至ります。このため、各国とも輸出関心分野では攻め、競争力のない国内産業分野では守りに回ることになるのですが、最終的にWTO協定を国内の条約締結手続きに従い合意するため、国内調整に苦勞することになります。

この交渉プロセスを思い切ってイメージ化し整理してみましよう。交渉方式は、当初はリクエスト・オファー方式で行われてきましたが、その後ラウンド方式に移行してきました。

① リクエスト・オファー方式

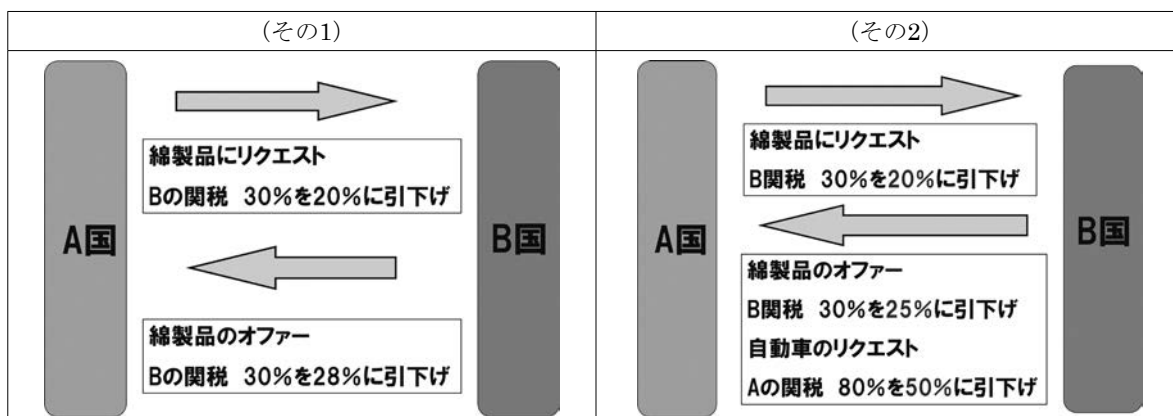
この交渉のプロセスは以下のようになります。

(その1)

- ・ A国より、B国に綿製品の関税30%の20%への引下げリクエスト
- ・ これに対し、B国は28%に引下げしかできないとオファー

(その2)

- ・ A国は、どうしても20%への引下げ得たいと、再度リクエスト
- ・ これに対し、B国はA国の自動車の関税80%を50%に引下げてくれるのであれば、綿製品関税30%を25%まで引下げるとリクエストとオファー

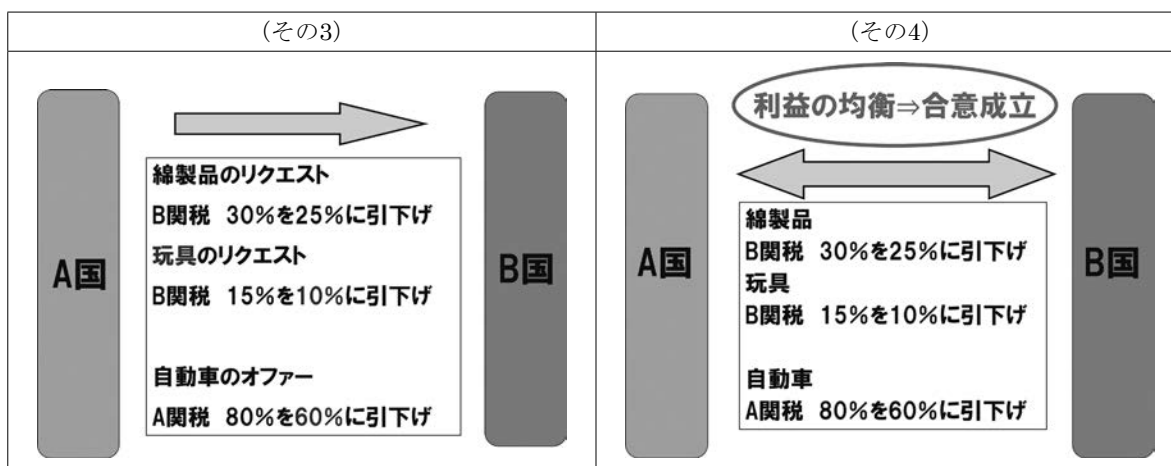


(その3)

- ・ A国は、自動車関税80%の60%への引下げをする用意があるが、その為にはと、玩具15%の10%への引下げをリクエスト

(その4)

- ・ B国は、玩具10%への引下げを受け入れ、A、B両国で合意成立

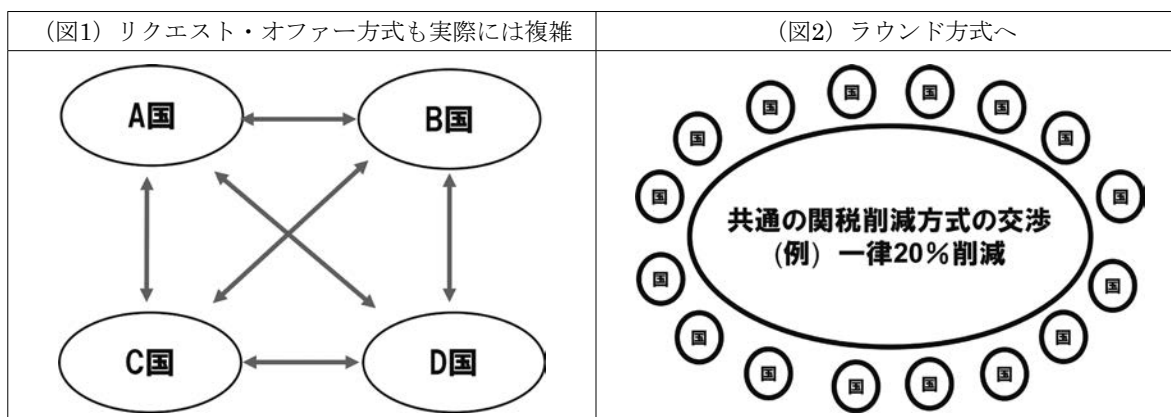


以上、リクエスト・オファー方式による合意形成に至るプロセスをイメージとして例示してみました。

しかし、このプロセスは2ヶ国間の交渉プロセスのイメージですが、実際の交渉においては、A、B両国お互いの関心品目は多岐にわたりますし、交渉参加国は2ヶ国に留まらず多くの国の中でこのような複雑な交渉、利害得失の計算が行われて合意形成する必要がありますので最終的な合意形成は極めて困難なことになります(図1)。

② ラウンド方式へ

このため、交渉参加国の増大に伴いリクエスト・オファー方式からラウンド方式へと交渉方式も変化していきました。ラウンド方式は、イメージとしては下図2のように一同に



交渉テーブルについて共通の関税削減方式の交渉を行うやり方です。もちろん、これはあくまでもイメージで個々の利害関心品目についてはいろいろな個別交渉が行われたこともあるでしょうし、それこそが現実の交渉ごとといえるかと思います。

以下の表にこれまでの関税交渉の経緯をご紹介します(表1)。このうち第5回のディロン・ラウンドまでが、リクエスト・オファー方式が基本で、それ以後はラウンド方式となります。(ディロン・ラウンドは、リクエスト・オファー方式となりますが、悪しからず)ご覧のようにケネディ・ラウンド、東京ラウンド、ウルグアイ・ラウンド、まだ交渉継続中のドーハ・ラウンドと交渉参加国が大幅に増え、交渉分野も鉱工業品から農業、サービス貿易、知的財産権など大幅に拡大してきました。ここではこれ以上詳細なご説明をする紙数がありませんので、関税交渉会議、ラウンド交渉の経緯など詳細は別の機会に譲りたいと思います。

(表1)	ガット交渉	参加国	交渉分野
1947	ガット設立 第1回ガット関税交渉会議	23カ国	鉱工業品
1949	第2回ガット関税交渉会議	32カ国	鉱工業品
1951	第3回ガット関税交渉会議	34カ国	鉱工業品
1956	第4回ガット関税交渉会議	22カ国	鉱工業品
1960	ディロン・ラウンド (第5回)	23カ国	鉱工業品
1964～1967	ケネディ・ラウンド (第6回)	46カ国	鉱工業品 (一律50%引下げ方式) +補助金、アンチ・ダンピング
1973～1979	東京ラウンド (第7回)	99カ国	鉱工業品 (スイス方式=平準化方式) +政府調達、関税評価等東京ラウンドコード
1986～1994	ウルグアイ・ラウンド (第8回)	93カ国	鉱工業品 (平均33%引下げ) +農業 (関税、輸出補助金、国内補助金)、 サービス、投資、知的財産権、紛争解決処理
2001～	ドーハ・ラウンド (第9回)	157カ国	鉱工業品、農業 +貿易円滑化、環境 (投資が除外)

(4) ガットの基本原則

① ブレトン・ウッズ会議での戦後国際経済構想

以上のように、ケネディ・ラウンドからドーハ・ラウンドまで交渉の対象が鉱工業品、農産品などのモノ、農業政策、サービス、知的財産権などに拡大してきたのですが、まずはモノを念頭にガットの基本原則をご紹介します。

1947年に設立されたガットですが、ひとくちにその背景をまとめれば、1929年に始まる大恐慌などの世界経済の混乱の中で、通貨の切り下げ競争や米、英などの貿易のブロック経済化などの保護主義が世界大戦を招いたとの反省です(表2、表3)。

(表2) 世界経済を3分したブロック経済		
イギリス圏	スターリング ブロック	日、独は、排除された
フランス圏	フラン ブロック	
米国圏	ドル ブロック	

(表3) 戦前の対日通商差別の事例	
英国 (帝国特惠)	1932年オタワ協定 帝国領域内には低関税、域外には高関税
自治領カナダの関税評価制度	100円30ドルを49ドル以上に評価 両者の為替差額を為替ダンピング税 関税評価額と日本価格の差を価格ダンピング税
オーストラリア	日本の綿製品、化学繊維製品 輸入数量制限+100~400%の関税
米国	スムート・ホーリー法 (1930年関税法) 広範囲かつ大幅な関税引上げ (約20%引上げ) ⇒他国も関税引き上げ競争へ ダンピング関税の恣意的適用 (例) 白熱光電球 20%の従価税+30%のダンピング関税
オランダ領東インド (蘭印)	50%の付加価値税 オランダ製品に特惠関税 +日本製品 (綿下着) に20%の贅沢品従価税
アルゼンチン	外国為替管理、関税評価制度、輸出自主規制

このため、第2次世界大戦後の平和秩序を再構築するために、金融・資本取引、モノの貿易について国際的な経済秩序が構想されました。その結果、1945年にブレトン・ウッズ協定が合意され、金・ドル本位制に基づく戦後経済秩序を構築することとなりました(表4)。

その核心をひと口で言うと金1オンス=35ドルの金ドル兌換を米国が保証し、各国通貨を米ドルに対し固定することにより国際金融、為替、そして貿易の安定を確保しようとしたものです。つまり、まず、為替レートの引下げなど通貨の切下げ競争を封じたのです。次に、貿易については、国際貿易機関 (ITO) を設立し各国の関税引き下げにより貿易自由化を推進しようとしたのですが、米国議会の反対により国際貿易機関は流産してしまいました。

その結果、紆余曲折を経て関税の譲許、引下げに関する国際条約がガットとして残されることになりました。ガットとは、General Agreement on Tariffs and Trade=GATTの略称で、文字通り国際的な合意・条約です。ブレトン・ウッズ会議で構想された国際通貨基金 (IMF)、世界銀行 (IBRDとIDA) は国際機関として発足しましたが、国際貿易

機関（ITO）は流産、国際機関として世界貿易機関（WTO）が1995年に発足するまではGATTという条約と国際機関としての位置づけを欠いたGATT事務局が貿易交渉で国際的な役割を果たしてきたものです。

金融・資本取引	国際通貨基金（IMF）	短期的流動性の確保による為替レートの安定
	世界銀行（IBRDとIDA）	長期的な開発資金融資による復興支援
貿易	国際貿易機関（ITO）	関税引下げ等を中心に自由貿易を促進

② ガットの基本原則＝無差別原則

このようなガット発足の経緯＝保護主義的なブロック経済下による世界貿易の機能不全が第2次世界大戦を招いたという認識から、ガットの基本原則は「差別をしない」という無差別原則に結実します。

この無差別原則は、ガットの議論では最恵国待遇、内外無差別という2つの大原則として適用されています（表5）。

最恵国待遇	関税を賦課する場合、自国への輸出国の間で差別をせずある輸出国に適用した最も有利な低い関税率をすべての国に適用する
内国民待遇	自国産品と輸入品の間で差別をしない
数量制限の禁止	輸入数量制限は、関税による国内保護より貿易阻害効果が大きいと認識による。上記2大原則とともに重要な原則

③ 「最恵国待遇」を適用することにより、先ほどのA国、B国のリクエスト・オファーの交渉結果は、すべての国に適用されることとなります。例えば、A国が60%に引下げた自動車関税は、B国ばかりでなく、C国、D国にも適用されることはもちろん、ガットやWTOの加盟国すべてに適用されることとなります。これを聞くと、A国の引下げた自動車関税60%を得るために、B国は綿製品と玩具の関税引き下げという譲歩をしているのに、B国以外の国はタダ乗りで利益を得るのではないかと思うかもしれません。しかし、実際にはA国の自動車関税の引き下げについて交渉するのは、A国に対して自動車輸出に大きな利害関係を有する国（この場合はB国）ですので、一般的にはタダ乗りはそれほどないものと思われます。むしろ、このような最恵国待遇を加盟各国がとることにより世界各国の関税引き下げがすべての加盟国に適用され貿易自由化が一層進むことになるわけです。

④ 「内国民待遇」は自国産品と輸入品の差別をしないということで、一見自明で当然のことのように思われますが、実は簡単ではありません。少し専門的な話になりますが、ガッ

トルール上内国民待遇は「同種の産品」について差別をしてはならないと規律されています。以前、我が国の焼酎と輸入ウイスキー等について「同種の産品」ではないとして異なる取扱いをしていた酒税法の規定について内国民待遇原則との整合性が問題になったことがあります。結果としてガット整合性に問題ありとされ酒税法の修正をすることになりました。焼酎とウイスキーが「同種」か否か、人によって受け止めは異なるものかと思いますが、内国民待遇原則の適用はこのように難しい問題をはらむものです。

- ⑤ 「輸入数量制限」について、ガットでは原則的に禁止と規定されています。これは、関税による国内保護は保護水準が関税率という税率で透明性があり輸出国でも生産性向上により輸出機会の増大が図れるのに対し、数量規制ではどれだけ輸出国が努力してもこのような機会が得られず、自由貿易を阻害する効果（貿易歪曲効果）がより大きいと考えられているからです。

3. ガットルールに基づかない関税の引上げの意味

今日の国際的な関税＝ガット・WTO協定税率は、以上のような長い歴史の中で、東京ラウンド、ウルグアイ・ラウンドなど大きな国際交渉を積み重ね各国が利害関係の複雑な調整を行った結果実現したものです。この過程で、国内産業の痛みを伴う譲歩をしたときには影響を受ける国内産業への支援や構造改革による産業転換など様々な国内調整を積み重ね、今日の各国それぞれのWTO協定税率があるわけで、いわば微妙なバランスの上に来上がった精巧なガラス細工のようなものです。

別の観点からいえば、そもそも関税の賦課、徴収は国家の主権的権利（関税自主権）であり、協定税率とは国際交渉を通じて各国の主権的権利を制限する総合的な枠組みに各国が合意したものです。

これを一部の国が腕力に任せて自国の関税率を一方向的に引上げるとしたら、今日までの微妙なバランスを崩すことになりその影響たるや極めて深刻なものがあると言わざるを得ません。

4. 関税と貿易を巡る歴史エピソード

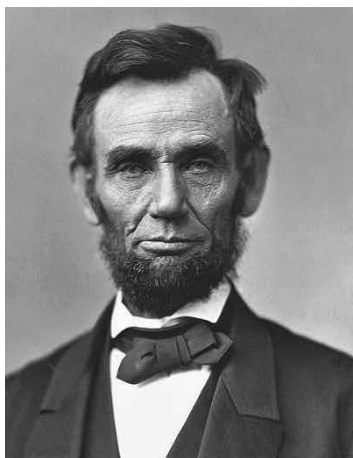
さて、トランプ大統領の関税引上げの動きを前に、まずは現時点での国際的な関税の位置づけについて簡単にご紹介しようとしたところ、かなりのスペースを取ってしまいました。

関税と貿易を巡るエピソードには大変興味深いものが数多くありますので、とりあえず一つ取り上げたいと思います。

(1) アメリカの南北戦争の決定的原因は奴隷制度か

アメリカの南北戦争は、19世紀の米国で奴隷制度を巡る南北諸州の対立が激化し、様々な政治的な妥協の努力がなされたものの、奴隷制度反対のリンカーン大統領が就任するに及び、南部諸州が連邦を脱退し勃発したという理解をされている方も多いかと思いますが、もちろんこれが間違いということではありませんが、関税制度という税収を巡るより生々しい利害関係もありました。

リンカーン大統領



ゲティスバーグ演説（1863年11月19日）



まず、19世紀前半の米国の経済状況を概観すると、工業が勃興しつつある北部諸州と綿花、タバコ、サトウキビの栽培が盛んな南部諸州に分かれていました。

奴隷制度は、北部ではタテマエとして違法化されましたが、南部の農業地帯では労働集約的な綿花、タバコ、サトウキビ栽培のため奴隷労働はなくてはならないものでした。このため北部諸州が奴隷制度の廃止を南部諸州に強制するような事態になれば南北の妥協は不可能なものでしたが、実はそのような状況ではありませんでした。

1860年の大統領選挙でリンカーンは第16代大統領に選ばれましたが、少なくとも選挙に当たって奴隷制度廃止とのはっきりした立場はとっていませんでした。リンカーンは大統領就任演説でも、南部諸州の奴隷制度に介入する意図はないと述べていました。また、連邦最高裁判所も1857年のドレッド・スコット判決により奴隷制を容認していました。同様に連邦議会も奴隷制廃止を南部諸州に強制する動きはありませんでした。

したがって、南部諸州も奴隷制度廃止を北部諸州から強制され、あるいは大統領、連邦最高裁、連邦議会から廃止を求められてやむにやまれず連邦から離脱するまで追い詰められているわけではありませんでした。

(2) 関税を巡る対立

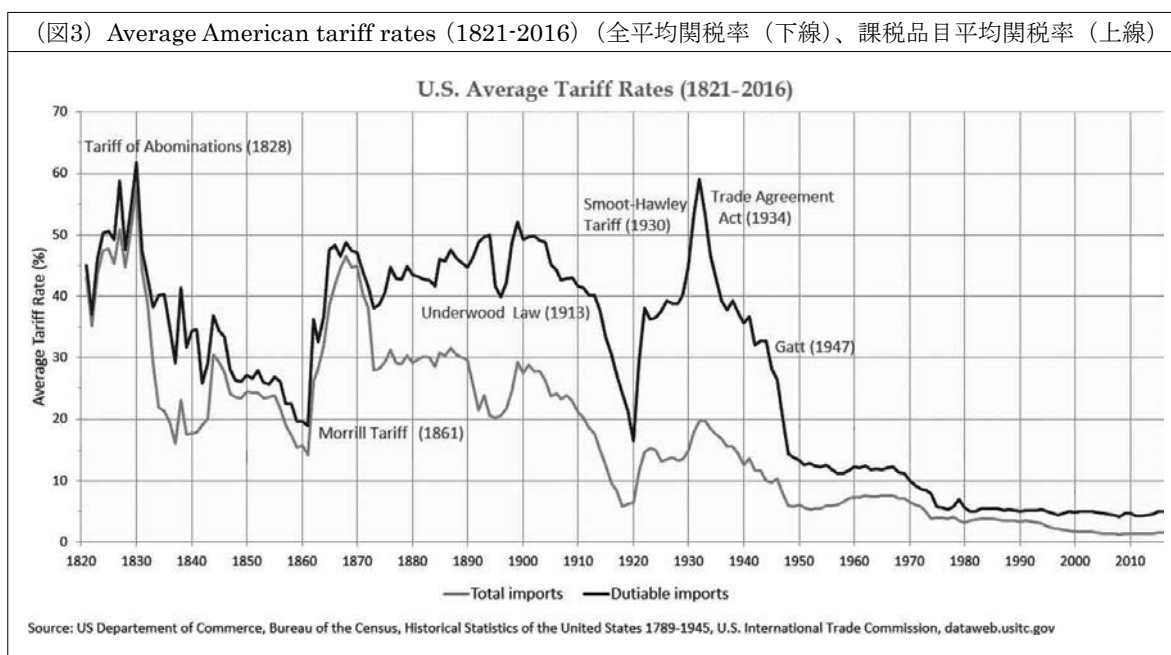
19世紀のアメリカは、1776年に13州の独立宣言、英国との独立戦争を経て1783年のパリ条約による英国の独立承認を獲得したばかりの若い国家でした。当時は、13州の政府と連邦政府の間の権限関係も今日とは違い、ひと口に言って州政府の権限が強く連邦政府は連邦憲法によって連邦政府に委ねられた限定的な権限のみ行使する仕組でした。財政面でも、当時は所得税などはなく、連邦政府の収入は関税収入がほぼすべてで、19世紀前半頃は約9割程度を関税収入が占めていました。その他は公有地の売却収入がある程度で、関税収入がなくなると連邦政府が立ちいなくなる状況でした。

では、その関税を負担していたのは誰かということになります。当時の南北諸州の産業分

布を改めて確認すれば、北部諸州はニューイングランドの綿織物業、ペンシルベニア州の鉄鋼業（ちなみにUSスチールもペンシルベニア州ピッツバーグに本社があります。また、リンカーンが共和党の予備選で勝利したのはペンシルベニア州で保護関税支持を訴えたからとの説もあるようです。また、昨年の大統領選においても同州は共和党・民主党の間で選挙結果が揺れ動くスイングステートとして重要な州となっています。）など北部諸州の製造業者は高関税による安価で良質な英国製品からの保護を求めました。他方、南部諸州は英国への綿花輸出を中心にタバコ、砂糖の原材料の英国への輸出と英国からの綿製品、羊毛製品、鉄鋼製品、農機具等の輸入に依存していました。図式的に整理すれば北部諸州の保護貿易主義と南部諸州の自由貿易主義の対立ということになりますが、有り体に言えば連邦政府の必要経費を9割賄う関税収入の大部分を南部諸州が負担しているにもかかわらず、連邦政府の支出は北部諸州に回されてしまう、南部諸州はその負担に耐えられない、公平な分担を求めるという南北の対立構造なのです。

1960年、北部の製造業保護を訴え一貫した保護貿易主義者のリンカーンが大統領に当選、連邦議会が保護主義的な共和党優位となったこと、保護主義的なモリル関税法が下院を通過したことなどが契機となり、サウスカロライナ州を先頭にミシシッピ、フロリダ、アラバマ、ジョージア、ルイジアナ、テキサスの南部7州が連邦から離脱、アメリカ連合を結成しました。繰り返しになりますが、奴隷制度については南部諸州はその廃止を強要されていませんでした。決定的要因は、関税政策と関税収入の使途に対する不満であり、そのため連邦から離脱し「関税自主権」を連邦政府から取り戻すことでした。以下の1821年～2016年の平均関税率の図3で、1830年をピークとして低下傾向にあった関税が1861年に大幅に引上げられていることが見て取れます。

(図3) Average American tariff rates (1821-2016) (全平均関税率 (下線)、課税品目平均関税率 (上線))



南部は平和的な離脱を求めましたが、連邦収入を南部からの関税収入に依存する連邦政府、そしてリンカーン大統領にとっては、到底受け入れられないもので、戦争に訴えても引き留める必要があったのです。そしてこの機に南北戦争の経費を賄うためとして米国に初めて所得税や財産税が導入されることにもなりました。

関税を巡る国内調整が国内の内戦に発展した大変悲劇的な出来事でした。

蛇足になりますが、この図で1930年スムートホーリー法による関税の大幅引上げや1947年ガットによる関税の大幅引下げもみてとれます。

(参考)	関税法	備考
1789年関税法	初の関税法	5% (代表的税率。以下同じ) 財政目的
1812~1815年	米英戦争	戦争経費の償還の必要
1816年関税法	グラス関税法	産業保護目的
1824年関税法		33%
1828年関税法	憎悪税 (唾棄すべき関税)	38% 南北戦争前最高水準
1832年関税法		無効化の危機：高関税に不満のサウスカロライナ州が1832年関税法は無効とし連邦脱退の動き。あわや内戦の危機。
1833年関税法	妥協関税法	20%超の関税は10年間で段階的引き下げ
1842年関税法	ブラック関税法	約40%
1846年関税法	ウォーカー関税法	25%
1857年関税法		約15%
1861年関税法	モリル関税法	1857年恐慌を受け1846年水準への引上げをめざしたが、南北戦争により大幅引き上げへ

5. むすび

以上、関税について、今日の国際的な関税制度の枠組みについて簡単にご紹介しました。

専門的なことに立ち入ると、紙数がどれだけあっても足りない世界ですので、今回はここまでで止めたいと思います。

関税というと国境線を越える物資に対する通行料的な手数料ととらえがちですが、貿易を通じて国際経済、あるいは国際政治も含めて国家の盛衰、覇権争いに直接関係しています。今回は米国南北戦争を取上げましたが、次回は関税や貿易にまつわる歴史的な出来事をいろいろご紹介したいと思います。

【連載】（第4回）

物流環境変化により求められる 生鮮流通（物流）の取組み

～農水産物・食品流通の高度化実証モデルの構築～

公益財団法人流通経済研究所
農業・物流・地域部門 副部門長
主任研究員 田代英男

1. はじめに

前号では、農水産物・食品流通の効率化・合理化のために進めている農林水産省の「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）¹」のうち「商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度²」（以下、「研究開発」という。）の「物流省力化技術の開発」を構成する「商流データと物流データの連携による物流生産性向上」、「物流資材のID識別における次世代LPWAタグの活用実証」、「農水産物のコンテナ等物流資材への積載方法の最適化および積載位置による品質ハザードマップ作成」について、進捗状況を示したうえで課題を整理した。

本号では、「農水産物・食品流通の高度化実証モデルの構築」を構成する「パレットID等を用いた在庫管理の高度化」、「農産物と加工食品・日用品等の共同物流の実現」、「物流・商流のデータ連携による高度な地域内流通システムの開発」、「物流への農産物品質データ活用に向けた基準等の標準化」を対象とする。

また、本研究開発は3カ年の取組みであり、本稿で示す内容は、進捗状況と成果をとりまとめた結果になる。そこで、まずは3カ年のロードマップを示したうえで、具体的な取組み内容を示していきたい。

2. 「農水産物・食品流通の高度化実証モデルの構築」の3カ年のロードマップ

本研究開発では、技術的側面のみならず、ビジネス的に実務で開発した技術がソリューションとして活用されるための社会実装に向けた実証やビジネスモデル開発を、目的としている。また、目標を達成するためにそれぞれ、**図表1**に示すロードマップを定めている。

1 <https://www8.cao.go.jp/cstp/bridge/index.html>

2 https://www8.cao.go.jp/cstp/bridge/keikaku/r5-21_bridge_r6.pdf



図表1 「農水産物・食品流通の高度化実証モデルの構築」の3カ年のロードマップ

また、それぞれの取組みは、次に示す目標を持った取組みでありソリューションの開発後に、社会実証を目指すものである。

(1) パレットID等を用いた在庫管理の高度化

パレットIDと個体識別番号を紐づけることで、選果場や産地の倉庫内の在庫把握を容易にする技術開発を行い、在庫管理を高度化するソリューションを開発すること。

(2) 農産物と加工食品・日用品等の共同物流の実現

スマートフードチェーンプラットフォーム（ukabis）³とリテール物流・商流基盤⁴のシステム連携し、農産物と日用雑貨の荷主の物流情報を連携させ、業界の枠を超えた農産物と日用雑貨の共同物流のソリューションを開発すること。

(3) 物流・商流のデータ連携による高度な地域内流通システムの開発

地域内の生産者、流通業者、地元物流企業の需給をマッチングし、流通・物流の合理化と効率化を実現可能とするプラットフォームを開発すること。

(4) 物流への農産物品質データ活用に向けた基準等の標準化

物流手段の選択や物流品質を評価するために必要となる、農産物の鮮度や日持ちといった品質データにおける基準や評価方法などについて海外も含めて調査を行い、標準化に向けた整理を実施すること。

「農水産物・食品流通の高度化実証モデルの構築」では、上述のような3カ年のロードマップ及び目標を定めている。以降では、それぞれについて具体的な取組み内容を示していきたい。

3 <https://www.ukabis.com/>

4 https://j-pic.or.jp/sip-service/3-smart_logistics_service/

3. パレットID等を用いた在庫管理の高度化

(1) 背景

農業協同組合（JA）は、地域の農産物の流通を支える重要な役割を果たしている。特に果物の冷蔵倉庫は、品質維持と流通調整のために不可欠な施設である。しかし、現在、某県JAの冷蔵倉庫における在庫管理は目視によるカウントに依存しており、さまざまな課題が生じている。

具体的に某JAの冷蔵倉庫では、倉庫内に保管されている果物の数量を目視で確認し、手作業で記録を行っている。この方法は、人的リソースに大きく依存しており、特に収穫期や出荷ピーク時には作業負担が増大し、効率が低下することが課題となっている。目視カウントにはいくつかの問題点があり、まず第一にヒューマンエラーの発生が挙げられる。人的ミスによって、在庫数の誤記録や確認漏れが生じる可能性が高く、これが流通過程における信頼性を損ねる要因となっている。

さらに、繁忙期には作業負担が増し、倉庫スタッフの負担が大きくなる。このことは作業効率を低下させ、適切な在庫管理を維持することを難しくしている。加えて、目視カウントにはリアルタイム性の欠如も問題となる。在庫情報の更新に時間がかかるため、出荷計画の立案や調整が遅れ、結果として流通の遅延が発生する可能性がある。

また、目視カウントはトレーサビリティの面でも欠点がある。在庫移動の履歴管理が手作業で行われるため、移動履歴を正確に把握することが困難で、品質管理にも支障をきたすことがある。このように、目視カウントの方法は多くの非効率性とリスクを抱えており、改善が必要である。

上述の課題を解決するため、パレットIDとパレット上のケースの個体識別番号を紐づけ、パレットIDを読み取ることで庫内の実在庫の把握を容易にする技術開発を行った。また、開発した仕組みを活用し、某県JAの果物の冷蔵倉庫において実証実験のうえ、課題の抽出及び今後の展開を検討を行った。

(2) 実証実験実施における想定課題

まず、個体識別番号の付与に関しては、生産現場を出発地点とするデータの適切な開始方法が重要な課題の一つとなり、実証にあたっては次の3点について考慮する必要があるため整理をおこなった。

① 個体識別番号の付与タイミングと価値創造

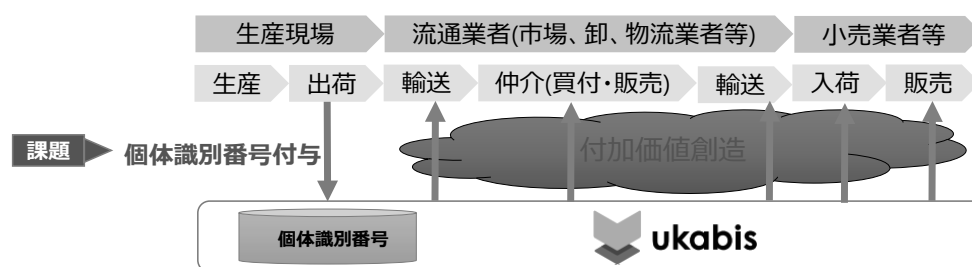
生産現場において個体識別番号を付与するタイミングの一つとして、選果・箱詰め後、商品として出荷される際に付与する方法が考えられる。しかし、現状では生産現場において個体識別番号の付与が直接的な付加価値を生んでいないため、その価値を創出する仕組みの構築が求められる。

② 生産現場における管理手法の現状と技術導入の課題

現在、生産現場での在庫管理は紙（手書き）や目視による管理が主流であり、個体識別番号、RFID、QRコードなどを活用した管理手法には不慣れな傾向がある。そのため、現場において普及可能な技術および運用方式の検証が必要である。

③ 青果物に適した技術検証の必要性

青果物は水分を多く含むため、一般的にRFIDなどの電波を用いた高度な管理手法の適用が困難である。このため、青果物に適した普及可能な管理技術の検証が求められる。

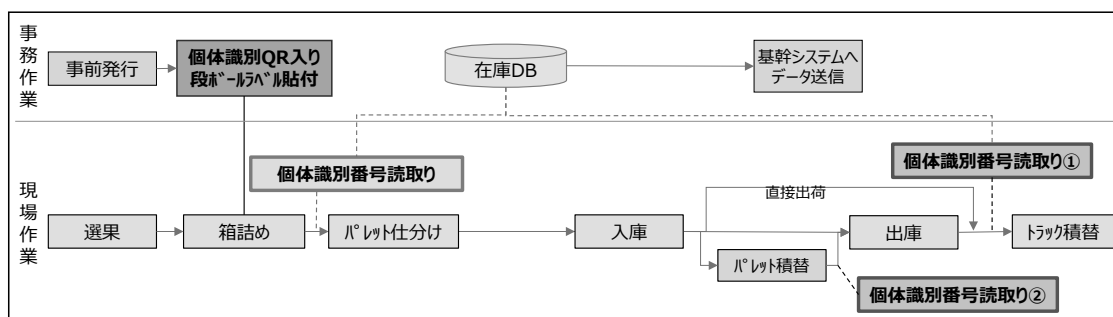


図表2 個体識別番号の付与タイミングと価値創造

(3) 実証実験の方法。

令和5年度は、倉庫管理および在庫管理の効率化に向けた普及可能な技術および運用方式の検証を行った。また、本実証実験により方法論が確立したのち、令和6年度には、生産現場において「個体識別番号の付与タイミングと価値創造」の効果検証を実施することを想定している。

なお、出荷時の個体識別番号読み取りについて、選果場の業務フローとして「出庫前」と「出庫後・トラックへの積込前」の2パターンが考えられるが、JA内で完結できる「出庫前」の読み取りポイントを採用している。



図表3 業務フローおよび読み取りポイント

① 技術的検討

在庫識別方式：QRコード、RFID

② 運用方式の検討

- ・在庫運用単位：段ボール単位、パレット単位
- ・読取方式：ハンディ端末による読み取り、
自動読み取り（ゲート式）、自動読み取り（倉庫内一括読み取り）
- ・貼付方式：手作業による貼付、自動貼付

(4) 実証実験の結果

① 技術的検討について

QRコードを用いた識別に関しては、ハンディ端末を使用することで段ボール単位であっても100%の識別精度を確保できることが確認された。しかし、この方式では出荷時にフォークリフトから降りて1分程度の手作業が必要となるため、作業負荷の増加が課題となる。一方、RFIDを用いた自動読み取り（ゲート式）では、段ボール単位の識別において一定の欠損（数%）が発生することが確認された。したがって、この方式を導入する場合は、欠損を前提とした運用管理設計が不可欠となる。

また、QRコードおよびRFIDのいずれの方式においても、パレット単位での識別であれば100%の精度で自動読み取りが可能である。しかし、パレットに混載された段ボールとの紐づけ管理が必要となり、運用上の負担が大きい点が課題として挙げられる。

この結果から、各識別方式にはそれぞれの利点と課題が存在することが明らかとなった。今後は、識別方式の選択に際し、管理精度だけでなく、作業負荷や運用上の制約を総合的に考慮することが求められる。

② 運用方式の検討について

在庫運用単位に関しては、段ボール単位（1箱単位）での識別が運用面では最も適した方式と考えられるものの、個体識別の精度を確保することが技術的に困難であることが明らかとなった。一方、パレット単位（パレットごとの識別）による管理は、識別精度の向上が期待されるものの、パレット（個体識別番号）と混載された段ボール（枝番）を紐づける作業負荷が高い点が課題として挙げられる。

読取方式については、ハンディ端末を用いた読み取りでは、100%の識別精度を達成することが可能である。しかし、他の方式と比較して読取作業に時間を要するため、作業効率の低下が懸念される。自動読み取り（ゲート式）に関しては、RFIDラベルがゲートの左右側に向くように積載する必要があり、現場の運用調整が不可欠となる。さらに、自動読み取り（倉庫内一括読み取り）は、青果出荷現場において最も望まれる方式であったが、技術的・運用的な課題が多く、実現性が低いことが確認された。

貼付方式については、本実証実験では手作業によるラベル貼付を実施した。取扱量が増加する本格導入時には、自動貼付方式の採用が現実的であると考えられる。

この結果を踏まえると、各運用方式にはそれぞれの利点と課題が存在することが明らかとなった。今後は、識別精度、作業負荷、運用効率を総合的に考慮し、最適な管理手法を選定することが求められる。

(5) まとめと今後の展開

本実証では、在庫識別方式および運用方式について検証し、それぞれの特性および課題を明らかにした。段ボール単位の識別は理想的であるものの、技術的な識別精度の確保が課題であり、パレット単位の識別は精度が高いが紐づけ管理の負担が大きいことが確認された。また、読み取り方式に関しては、ハンディ端末は精度が高いが作業負荷が高く、自動読み取り方式は積載方法や欠損の考慮が必要である。今後は、各方式の課題を解決し、実用化に向けた最適な管理手法の構築が求められる。

また、令和5年度の結果を踏まえ、個体識別番号を活用した倉庫管理および在庫管理の高度化が付加価値として機能の検証を令和6年度に実施していく。

4. 農産物と加工食品・日用品等の共同物流の実現

(1) 背景

日本における農水産物・食品の流通の98%はトラック輸送に依存している。しかし、2024年度からトラックドライバーの時間外労働の上限規制が適用されたこと（物流の2024年問題）から、流通の効率化と合理化が急務となっている。さらに、トラックドライバーのみならず、流通業界全体で労働力不足が深刻化しており、この問題への迅速な対応が求められている。

こうした状況で、共同物流は物流業界の課題解決に不可欠な手段として注目されている。共同物流には輸送効率の向上やコスト削減、さらにはCO2排出量削減といった多くのメリットがある一方で、実現に向けては課題がある。特に、共同物流を実現するためには、多数の荷主や物流事業者が流通データを共有する仕組みが不可欠であるが、こうした取組みが十分に広がっていないのが現状である。

これらの課題に対応するため、ukabisとリテール物流・商流基盤のシステム連携機能を活用し、農産物と日用雑貨の荷主の物流情報を連携させ、業界の枠を超えた農産物と日用雑貨の共同物流の実証実験を実施する。

(2) 実証実験の対象地域について

本実証実験は、九州地方を対象にした。九州から本州への農産物の荷量は確保されているものの、本州から九州への戻り荷の確保が課題となっています。また、日用雑貨の本州から九州への物流は、福岡県を経由する1本の経路に依存しているため、災害時におけるリスク

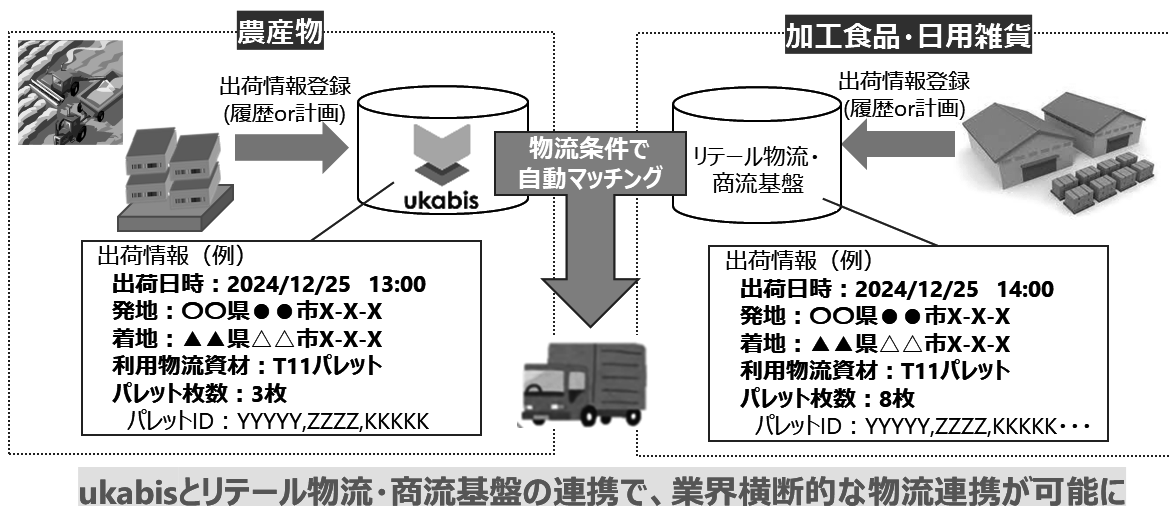
の増大や効率の悪化が顕著です。特に南九州から福岡への荷物の確保が難しく、運賃収入が安定しない状況にある。

このような状況に対応するため、九州から本州に輸送した農産物の戻り便を活用して日用雑貨の輸送を行う共同物流の実証を実施する。また、本州（神戸港）から南九州（宮崎港）の間はフェリー輸送を活用することとし、これにより、トラックドライバーの労働時間短縮や長距離輸送の効率化を図ります。なお、宮崎港に到着した貨物を南九州の各地に配送するため、交通の便の良い宮崎県えびの市を中継拠点として、鹿児島県や宮崎県内の主要エリアへ配送する体制を構築する。これにより、九州全体の物流ルートの多元化を進め、南九州への安定的な物資供給を支える取組みを実施する。

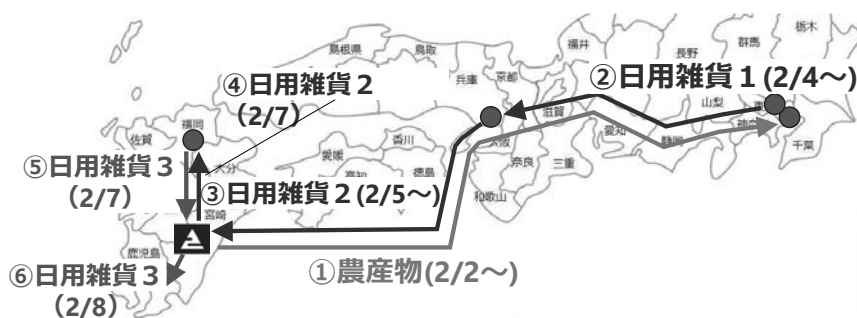
(3) 実証実験の概要

本実証実験では、農産物の出荷情報と、日用雑貨の物流情報を組み合わせ、農産物と加工食品・日用雑貨等の共同物流のマッチング技術を開発し、農産物の物流効率化に向けて、戻り便を活用した共同物流を実現する。

具体的には、宮崎県の農産物の出荷情報を、ukabisからリテール物流・商流基盤に連携します。リテール物流・商流基盤の往復の輸送マッチング機能を活用して、ukabis上の農産物の出荷情報とリテール物流・商流基盤上の日用雑貨の物流情報を基に、マッチングを行い、共同物流を実施する。なお、執筆時点では実証実験を実施している最中であるため、結果については、別途報告する機会を設ける想定である。



図表4 「農産物と加工食品・日用品等の共同物流の実現」のためのシステム連携



図表 5 実証実験の行程

(4) まとめと今後の展開

共同物流は物流業界の課題解決に不可欠な手段として注目されているが、取組みは十分に広がっていない。本研究開発では共同物流を実現するためには、多数の荷主や物流事業者が流通データを共有する仕組みを構築し、実証実験を実施する。また、実証実験より今後の展開を推進するための課題を抽出したい。なお現時点では、下記のように今後の展開を考えている。

物流業界全体でのデータ共有とシステム連携を強化し、共同物流の仕組みをさらに拡充することが求められる。特に、ukabisやリテール物流・商流基盤の連携を深化させ、データインフラの整備を進めることが重要である。これにより、物流の効率化が進み、農産物と日用消費財との共同物流の実現が加速することが期待される。

また、農産物と日用雑貨の共同物流におけるマッチング技術の精度向上も重要な課題である。データのリアルタイム更新や高度なアルゴリズムの活用により、最適な物流ルートや荷物との組み合わせを見つける技術開発が進め、共同物流の実行性を一層向上させることが必要となる。

さらに、九州全体の物流ルートの多元化とリスク管理の強化が今後の他地域においても物流課題解決の示唆になると想定される。具体的には、災害時や不安定な状況下でも安定的に物資を供給できる体制を整えることが今後の課題となり、輸送経路や物流のバックアップ体制の強化が進められると想定される。

最後に、実証実験の結果に基づき、さらなる改善点を洗い出し、現場での実運用を目指して成果を上げることは必要である。実証実験の詳細な結果を反映させた物流モデルの普及が今後の鍵となり、業界全体の効率化と持続可能な発展に繋げることが重要となる。

5. 物流・商流のデータ連携による高度な地域内流通システムの開発

(1) 背景

現状の青果流通構造は、主に首都圏への一極集中に依存しており、産地から首都圏への集荷と、逆に首都圏から産地への逆流が発生する非効率な流通パターンが見られる。このような流通過程では、物流を含むバックオフィスコストが高騰しており、特に法律改正により遠

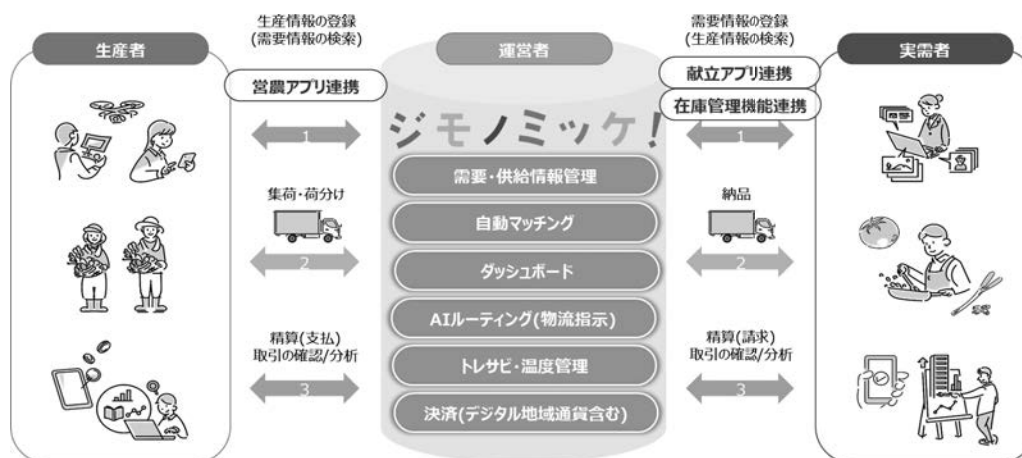
距離配送が困難となったことや、ドライバー不足が影響し人件費が上昇している。また、長時間の輸送による鮮度低下も深刻な問題となっている。

これらの課題に対しては、各地域の生産と供給に関する商品流通情報をデータ化し、リアルタイムで連携することが解決策として挙げられる。需給バランスを可視化し、オンライン取引と物流手配を可能にするマッチングシステムの整備が求められている。また、地域内でのマッチング促進や地産地消の推進、さらに共同物流や共同配送を進めることで、効率的な流通を実現する方向性が示されている。

このような改善策を基に、産地ごとに最適な地域内循環や近隣地域連携を構築し、消費地へ発送するモデルを整備する。これにより、輸送日数や距離のロスを縮小し、消費地からの逆流をなくすことができ、消費コストの削減や脱炭素に配慮した物流が実現されることが期待される。

(2) 実証実験の概要

スマートシティなどに取り組む自治体や直売所ネットワークを持つJA等と連携し、地域内の流通・物流の合理化、効率化に向けたシステムの開発を行い、ソリューションとして社会実装を行う。システムは、凸版印刷株式会社の地域内の需要と供給を可視化するシステム「ジモノミッケ⁵」と連携する。



図表 6 ジモノミッケ

(3) 実証実験の結果

本実証実験は、2024年3月1日から3月31日までの期間に実施され、青果物企業へ計4回の納品が行われた。端境期のため、生産者の出品数が少なく、マッチング件数は14件に留まった。また、本実証では、片方向の流通のみが行われたため、取引数が限られる結果となった。この実証を通じて、地域内で生産されない青果を大規模卸市場から引き入れるのではなく、

⁵ <https://solution.toppan.co.jp/toppan-digital/service/jimonomikke.html>

近隣で手配することによって、流通の合理化が可能であることが示唆された。また、卸市場にとっては、現状の手配管理に加えて二重業務が発生しているため、ukabisの商流・物流プラットフォームとの連携を通じて標準化コードによるデータ連携を実現することで、業務の簡便化が期待される。この仕組みによって、取引の促進が図られるものと考えられる。

(4) まとめと今後の展開

令和6年度には、ジモノミッケにおける商品（カテゴリー）管理に個体識別番号を付与・紐づける改修が行われる。この改修により、商流管理のデジタル化が進むとともに、物流管理のデジタル化が実証されることが期待される。個体識別番号の導入により、商品のトレーサビリティが向上し、地域流通における物流効率が大幅に改善されると見込まれている。この改修は、地域内流通の合理化を推進すると同時に、他地域との取引の円滑化にも寄与する。

また、個体識別番号管理及びその管理番号を用いた運用が進むことで、地域流通システムはさらに高度化する。令和5年度の実証実験の取引の事例を基に、このシステムを参画する卸売市場との取引に適用し、取引の効率化が進むとともに、取引の透明性と信頼性も高まると考えられる。これにより、地域流通と他地域との取引がより効果的に連携し、流通業界全体の効率化が実現する。

さらに、ジモノミッケが実装するオーダー（注文）サイドの利用用途の入力・表示など、付加価値表現の機能についても、個体識別番号管理との連携が有効であることが確認される予定である。この連携により、顧客に対してより詳細な情報を提供することが可能となり、取引の付加価値を高め、地域流通の活性化を促進する。これらの取り組みによって、地域流通システムはより効率的で価値あるものとなり、持続可能な物流体制の構築が進むと期待される。

6. 物流への農産物品質データ活用に向けた基準等の標準化

農産物の品質は、消費者の満足度や市場での競争力に直結する重要な要素である。特に鮮度や日持ちに関する品質基準は、流通過程での管理や輸送手段の選択に大きな影響を与える。しかし、農産物の鮮度評価や品質管理は、各国で異なる基準が設けられており、国際的な標準化が進むことが求められている。本研究では、農産物の鮮度や品質に関する各国の規定を調査し、CODEX（国際食品規格委員会）⁶との対応を通じて標準化に向けた方向性を模索することを目的とした。

(1) 研究方法

本研究では、農産物の鮮度や品質に関する評価基準を中心に、国内外の食品品質基準について調査を行った。特にCODEXの規定に焦点を当て、調査対象として、EU、アメリカ、中国、シンガポール、台湾、オーストラリアなどの主要な市場における基準を抽出し、これらの基

6 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/>

準がどのように流通に影響を与えるかを分析した。

(2) 各国の農産物品質基準

① EU

「食品衛生法」(Regulation EC No. 178/2002)をはじめとする規制が厳格に設けられている。農産物の品質に関しても、サイズや形状、農薬残留基準が明確に定められており、これにより市場に出荷される農産物は一定の品質基準を満たすことが求められている。

② アメリカ

FDA(食品医薬品局)による規制が主に適用されており、特に食品衛生や添加物に関する規定が細かく設けられている。また、青果物に関しては、各種規格に基づく品質管理が行われているが、品種ごとに細かい規定は見られない。

③ 中国

「食品安全法」や「農産物品質安全法」に基づき、農産物の品質に関する基準が設定されている。農薬の残留基準や食品添加物の使用基準は厳格に管理されており、特に輸出入農産物に対しては国際基準に準拠した品質管理が行われている。

④ シンガポール、台湾、オーストラリア

これらの国々でも、食品規制に基づき農産物の品質基準が定められており、特に輸入品に対しては鮮度やサイズ、形状などに関する基準が設定されている。

(3) CODEXとの対応

CODEXは、食品に関する国際基準を提供する枠組みとして、各国の規制との調整が進められている。特に農産物に関する規定では、農薬残留量や食品添加物、保存方法についての基準が重要である。農産物の流通において、鮮度保持や品質管理は非常に重要であり、これらを実守るための基準が求められている。また、CODEXの規定には、農産物の鮮度や品質保持に関するガイドラインがあり、各国の規制はこれに対応する形で整備されている。例えば、農薬残留基準や食品添加物に関する規定は、世界中で共通の基準を確立しつつある。これにより、国際貿易がスムーズに進むことが期待され、消費者にとっても安全な農産物が提供される環境が整っている。

なお、各国の農産物品質基準は、CODEXの規定に徐々に整合していることが確認された。特に農薬残留や保存方法に関しては、CODEXが提供する基準を基に各国が独自の規制を強化しており、これにより国際的な品質基準の統一が進んでいる。今後、さらに多くの国がCODEXに準じた規定を採用することで、農産物の流通が一層効率的になると考えられる。

(4) まとめ

農産物の鮮度評価と品質基準の標準化は、国際的な流通の効率化に貢献する重要な要素であることが確認された。各国の品質基準はそれぞれ異なるものの、CODEXの規定との整合性を高めることが、農産物流通の効率化と品質向上に繋がると考えられる。今後、農産物の品質評価基準を国際的に統一し、流通過程での品質管理をより効率的に行うための枠組みづくりが進められることが期待される。

7. おわりに

本「物流環境変化により求められる生鮮流通（物流）の取組み」の連載では、農林水産省の「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム(BRIDGE)」における「商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化」の取組みについて概説してきた。農物流環境の変化に伴い、農水産物や食品流通における効率化と合理化は今後ますます重要となる。このような状況のなか、物流のデジタル化を推進し、流通効率の向上とトレーサビリティの強化に貢献する重要な施策である。また、この取組みは令和7年度が最終年となり、これまでの研究開発の成果を社会実装に移行するための非常に重要な年となる。商品コード標準化やソースマーキング技術の実装により、農産物や食品の流通がより効率的かつ透明性の高いものとなり、業界全体の信頼性と競争力を高める必要がある。

なお、社会実装に向けたステップとして、これまでの研究成果を現場での運用に反映させ、商流・物流のデータ連携を進めることが必要である。データの標準化と共有が進むことで、農産物の流通は一層効率的になり、消費者に対してより迅速かつ安全な商品提供が可能となる。また、これにより環境負荷の低減やコスト削減も実現でき、持続可能な農産物流通のモデルが構築されることが期待される。

今後は、これらの技術や基準の社会実装をさらに進めるための具体的なプロジェクトや協力体制が重要となる。また、産学官連携によるイノベーションの加速や、国際的な標準化活動の強化を通じて、農産物の流通システムの革新が進み、全世界における食品安全と品質管理の向上に寄与することが求められる。

令和6年度 第2回先進事例見学会の概要

富山市公設地方卸売市場

【開催日：令和7年1月28日（火）／参加人数：20名】

富山市公設地方卸売市場は、令和3年度からPPP（公民連携）手法による再整備を実施し、令和5年3月に青果棟、関連店舗・事務所棟が、令和6年8月に水産棟が供用開始されています。新とやまいちば創生プロジェクトチーム（代表企業 大和ハウス工業株式会社北陸支社）が事業者として整備を進め、卸売市場関連部分の整備が終了いたしました。

卸売市場の再整備に関して、今回のPPP手法によるものは新しい整備方法として注目されており、市が所有する市場敷地全体に事業用定期借地権を設定し、事業者が市場施設と民間収益施設を一体的に整備した上で引き続き所有し、市場施設を市が賃借し運営を行うものとなっています。卸売場も「閉鎖型」の施設となっており、衛生・品質管理の向上が図られています。

また、事業者の構成員には富山市公設地方卸売市場内の青果卸会社（富山中央青果株式会社）も名を連ねており、場内関係者が一体となった市場整備が進められたものと推察します。

今般、富山市公設地方卸売市場の開設者である富山市様のご厚意により、会員向けに「富山市公設地方卸売市場」を見学させていただきました。その概要について以下にご報告します。

◆ 富山市公設地方卸売市場に関して

富山市公設地方卸売市場は、昭和48年に富山市が開設者となり中央卸売市場として青果部が開場、昭和56年に水産物部が昭和62年に花き部が中央卸売市場として業務を開始しました。平成23年に公設地方卸売市場として中央卸売市場から転換後、平成31年に市場再整備基本計画を策定、全国初のPPP手法による再整備事業スキームの下、令和5年3月に青果棟及び関連店舗・事務所棟が、令和6年8月に水産棟が供用開始しました。

富山市公設地方卸売市場は、富山駅から車で15分、北陸自動車道富山インターチェンジから車で5分程度の場所に位置し、物流拠点としては好立地となっております。

市場概要

- ・所在地 : 富山市掛尾町500番地
- ・開設者 : 富山市
- ・敷地面積 : 85,908㎡
- ・取扱品目 : 青果部 → 野菜、果実他
水産物部 → 生鮮水産物他
花き部 → 花き

施設概要

○市場施設

青果棟	: 地上1階（一部2階）	延床面積	7,287.00㎡
水産棟	: 地上1階（一部2階）	延床面積	4,190.20㎡
関連店舗・事務所棟	: 地上3階	延床面積	4,789.20㎡

他に、民間整備の施設として、物流棟（富山市場物流協同組合による整備）
（地上1階 約3,300㎡）

○民間収益施設（※）事業提案時点

スーパーマーケット、ホームセンター、ファニチャーセンター
延床面積 約17,000㎡



(青果棟)



(水産棟)

全体配置図



※ 物流棟：営業部の試作業務、卸並販が中心となって設立した組合（宝山市植物工場卸売組合）が運営する共同物流施設 ※ 商業施設の配置はイメージであり、確定したものではありません

今回の施設整備では、基本方針として「将来にわたり市民に安全・安心な「食」を安定的に供給する「コンパクトな流通拠点」を掲げ、コンセプトとしては下記の2点を挙げています。

- ① 食の流通を支えるインフラとして必要な機能の確保
 - ・ 鮮度保持機能等の確保
 - ・ 物流機能の強化
 - ・ 災害時における生鮮食品の流通拠点としての役割
- ② 経営的視点に立った施設整備
 - ・ 施設整備費及び維持管理費の低減
 - ・ 卸売業者等の経営改善につなげる施設整備
 - ・ コンパクト化により生じた余剰地の有効活用

施設整備の手法としては、全国初のPPP手法（建物リース方式）による再整備事業スキームとなっています。

- ・ 建物 : 民間事業者が整備した施設のうち、市場施設は市が賃貸し市場を運営
- ・ 土地 : 市が所有する敷地に事業用定期借地権を設定し、事業者へ賃貸

開設者である富山市と市場内事業者との関係は、再整備以前と同様であり、富山市は民間事業者（新とやまいちば創生プロジェクトチーム：事業代表企業＝大和ハウス工業株式会社北陸支社ほか8社で構成）と定期借地契約（約30年間）及び建物賃貸借契約を締結して市場運営を行う形となっています。事業費としては、160億円（税込）となっています。

◆ 見学会実施状況

【挨拶及び概要説明】

はじめに富山市公設地方卸売市場の水野市場長からご挨拶を頂き、小林次長、中田主幹から富山市公設地方卸売市場再整備事業に関する説明及び質疑応答がありました。

見学参加者からは、卸売市場整備としては初の手法となるPPP手法への関心が高く、国庫補助を受けずに事業を行ったことや物流棟を基本計画時に想定し民間で整備したこと等に高い関心を持たれていました。



(水野市場長のご挨拶)



(概要説明の様子)

【現場見学】

富山市（開設者）及び市場関係者の皆さまのご案内の下、再整備された富山市公設地方卸売市場の見学を行いました。

閉鎖型でコンパクトに設計された施設を、丁寧にご案内していただき、温度管理の工夫や機能配置の考え方等を勉強させていただきました。



(水産棟の見学の様子)



(青果棟の見学の様子)



(物流棟の見学の様子)

【質疑応答】

概要説明、施設見学の後、会議室に戻って見学参加者からの質問に丁寧に答えていただきました。

質疑応答には、富山中央青果㈱の安井取締役、㈱富冷の尾嶋取締役、木津部長、大松青果㈱大井山会長及び大井山社長（富山市場物流協同組合）の皆さまにもご参加いただきました。

今回の整備手法に関するメリットとしては、スピーディーに取り組みが進んだ半面、今思えばもう少しじっくり検討したかった事項もあったこと、物流棟は機能が集約したため効率化にはつながったが、運用のルールに関しては使いながら整理中であること等、見学参加者からの質問にも丁寧にご回答いただきました。



(質疑応答)

今回の富山市公設地方卸売市場では、全国でも老朽化が進む卸売市場に対し、新しい再整備手法の勉強をさせていただきました。

今後各地域でも、施設の老朽化に向けて問題が山積みだと思えます。今回再整備された卸売市場を見学させていただき、PPP手法という新たな整備方式を学んだことにより、今後の各地の卸売市場再整備に向けて非常に参考になりました。

なお、末筆ながら、今回の先進事例見学会にご協力いただきました富山市及び富山市公設地方卸売市場関係者の皆さまに対して、この紙面を借りて心より御礼申し上げます。

寝ながら学ぶEDI

こんにちは。事務局の田中でございます。今回もまたざっくばらんな内容となりますので、どうかお気軽に読み飛ばしてください。

さて、なぜかほとんどの映画には雨のシーンがあります。これは私の発見ではなく、作家の佐藤正午さんのエッセイで知ったのですが、確かに黒澤映画などはその典型で、「羅生門」や「七人の侍」ではモノクロ映像による効果を狙い、墨汁を混ぜた雨を降らせたというエピソードが有名です。昨年、新宿の映画館で私が観た「サタンタンゴ」も、雨の降り続くシーンが印象的なモノクローム映画でした。

サタンタンゴの監督は、ジム・ジャームッシュやマーティン・スコセッシも私淑するハンガリーの巨匠タル・ベーラ（ハンガリー人の名前は日本人と同様に姓名の順です）。4年の歳月をかけて1994年に完成させた本作は、インターミッション（休憩）2回をはさんで上映時間が7時間18分あり、長回しを特徴とするタル・ベーラは、この長尺をわずか150カットあまりで撮り上げています。昨秋開催された第37回東京国際映画祭で、タル・ベーラが特別功労賞を受賞したのを記念して、この旧作がリバイバル上映されたわけです。今回の受賞のために来日する監督じしんによるティーチイン（トークイベント）が上映後に行われることを知り、私もすかさずチケットを入手したのですが、残念ながら来日は急遽キャンセルに。しかし、三本立てにも相当する長時間の映画鑑賞は、とても感慨深いものでした。

映画の舞台は、社会主義体制の末期を迎えたハンガリーのとある農村です。集団農業を営む集落は破綻寸前で、皆で稼いだ金の持ち逃げを目論む輩も出てくる始末。不倫や売春、飲酒などもはびこり、降り続ける雨がそのような村人たちの鬱屈した気分になります。そこに、死んだはずの、かつて集団農場の指導者であった男が戻ってくるという噂から物語が進んでいきます。

この大長編のテーマを乱暴に総括すれば「混沌」と「秩序」。映画の冒頭、牛舎から放たれた牛の群れを、ロングショットのカメラがワンシーンで追いつけます。降り続く雨の泥濘の中、まろびつ群れ惑う牛たちは、さしずめ混沌に追いやられた村人たちのメタファーといったところでしょうか。また終盤では、石畳の広場を整然と闊歩する馬の群れが現れます。こちらは秩序を象徴しているように思えました。

映画では、噂どおり戻ってきた男に導かれ、荒廃した農村を離れて新たな土地へと村人たちが移動します。そうして行く先の見通せない混沌とした生活と決別し、秩序の回復が図られていくかのように見えますが、秩序は必ずしも正義ではありません。再び体制にはめ込まれていく村人たちの暗澹とした未来を予感させて、映画は終わります。生まれた国の政治体制により、いかに人々が翻弄されてしまうのかを考えさせられました。

ところで、この映画を観て昨年（2024年）のノーベル経済学賞を思い出したのですが、皆

さんは受賞者を覚えているでしょうか。日本人でこれを諳んじることができるのは、一部の経済学者かクイズマニアくらいのものかと思いますが、マサチューセッツ工科大学のダロン・アセモグル教授とサイモン・ジョンソン教授、そしてシカゴ大学のジェームズ・ロビンソン教授の3人です。もちろん私もまったく覚えてはいませんが、「社会制度と国家の繁栄の関係についての研究」という受賞理由は、何となく記憶に残っていました。

たとえば、朝鮮半島は大韓民国（韓国）と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に分かれ、2国が異なる社会制度により統治されています。ご存知の通り、韓国は民主主義国家ですが、北朝鮮は民主主義とは名ばかりの独裁国家です。統治機構の違いによりどのような差異が生じたか。2023年の韓国の一人あたりのGDPは35,563ドルで、日本も凌駕するようになりました。一方、正確なデータはないものの、北朝鮮は1,300~1,400ドルといわれており、大きな隔たりがあります（それなのに北朝鮮がなぜあれほど軍事開発に注力できるのか不思議でなりません）。同じ民族で同じような環境にありながら、これだけの経済格差が生じているのです。

ハンガリーも隣国のオーストリアと比較してみましょう。2023年の一人あたりのGDPは22,142ドル（ハンガリー）に対し56,034ドル（オーストリア）で、2.5倍以上の開きがあります。かつては二重帝国（オーストリア＝ハンガリー帝国）と呼ばれる連邦国家を築いた両国ですが、1955年に永世中立国となり、いち早くソ連（現ロシア）のくびきから離れたオーストリアが優位だったのかもしれませんが。今でこそNATOに加盟し、EUの一員にもなっているハンガリーですが、第二次世界大戦後は、一時、ソ連の占領下に置かれていました。その後、パリ条約（1947年）により占領体制は終わりましたが、ソ連軍はそのまま駐留を継続し、ハンガリーは社会主義を奉じることになります。この状態が1989年まで続き、この間、多くの庶民は「悪魔のタンゴ」を踊らされていたわけです。

ちなみに、ハンガリー出身のノーベル賞受賞者は現在15名います。それも7分野（物理学、化学、生理学・医学、文学、平和、経済学）すべてに受賞者が輩出しており（残念ながら日本人の経済学賞受賞者はまだいません）、人口1千万人足らずのハンガリーの人口対受賞率は世界一ともいわれています。記憶に新しいところでは、コロナ禍において我々も多大な恩恵を受けたmRNAワクチンの開発に関する研究で、カリコー・カタリン女史が2023年に生理学・医学賞を受賞しています。ついでに言えば、ノーベル賞受賞者ではありませんが、日本在住の数学者にして大道芸人のピーター・フランクルさんやルービックキューブで有名な建築学者のルビク・エルネー（エルノー・ルービク）博士もハンガリー出身です。

このように国家間に経済格差が生じると、問題になってくるのが不法移民です。インターネットで世界中の人々の暮らしぶりを誰でも簡単に知ることができる時代にあって、隣の国で2倍稼げるのが分かれば、何とかして国境を越えて働いてみたくなるもの。ましてや、自国に仕事がなく家族も養えないとなればなおさらです。ただ不法移民を防ぐために、国境にいくら頑丈な壁を築いても、それは対症療法に過ぎません。この構図を変えるには、富める国々が支援の手を差し伸べて、格差是正を図っていく必要があることは自明です。

ところが米国トランプ政権は、海外支援活動を担う国際開発局（USAID）の予算（約400億

ドル)を問題視して、この解体に向けて動き出しています。一方、「ゴールドカード」ビザ制度を新たに設け、500万ドル払えば誰でも米国永住権を得られるようになるとのこと。金持ちの移民は大歓迎というわけです。さらに戦時下にあるウクライナの足元を見て、支援の代償として鉱物資源の権益を求めるなど、つくづく浅ましい話です。かの大統領はノーベル平和賞が欲しいと公言しているようですが、「へそで茶を沸かす」とはこのことではないでしょうか(これを新明解国語辞典の凡例にしたいくらいです)。

それはさておき、格差がなくなる限り、今後も先進国に移民が増えていくことは避けられません。こうして異文化が持ち込まれ、多言語が飛び交うような混沌とした社会になると、おのずとこれを揺り戻す動きが生じてきます。昨今の欧州における極右の台頭も、国内の経済格差に加え、増加する移民に対する反動、いわば秩序の回復を求める動きとも言えそうです。

同種と群れ集い、異種を排除するのは生物学的本能なので、右派の思想は感覚的に分かり易く、共感を覚えるのも理解できます。これに抗するには、理性とともに強力なロジックが必要ですが、移民によるテロ犯罪などがひとたび発生すれば、理性もロジックも簡単に吹き飛んでしまいます。こうして右派勢力が大きく伸長し、自国第一主義が拡散しているのが世界の現状ではないでしょうか。

我が国の現状はどうかといえば、昨今の国内情勢を観察するところでは、確実にこの路線を進んでいるように思われます。それではどうすればよいか。一つ言えるのは、分かり易い答えはないということ。とりわけ、断言口調で自信たっぷりと話す者にはくれぐれも気を付けましょう。SNSに転がっているような意見に安易に飛び付くのは避け、一人ひとり自分の頭で考えることが大切です。トランプ政権で政府予算の削減に大鉈を振るっているイーロン・マスク氏が、今本気で計画を進めている火星にでも移住するのであれば、このような問題とは無縁に違いありませんが。

生鮮取引電子化推進協議会 事務局
田中 成児

物流生産性向上推進事業（取組推進事業）のご紹介

令和6年度補正予算による農林水産省補助事業「物流生産性向上推進事業（取組推進）」を食流機構が実施しております。その事業内容についてお知らせします。

■ 事業目的

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、新たな食料・農業・農村基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するため、多様な関係者が一体となって取り組む物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入を支援します。

■ 間接補助事業の内容

1. 物流生産性向上実装事業

次に掲げる事業に係る経費の一部を補助します。

- ① 青青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、水産物流通標準化ガイドライン（令和6年3月）又は業界が定めるガイドラインにおいて推奨する、標準仕様のパレットの導入
- ② 貨物自動車による陸上輸送から鉄道又は海上輸送への転換（モーダルシフト）
- ③ パレット、外装、コード等の物流標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等のデジタル化・データ連携、ラストワンマイル物流の確保等、流通合理化につながる取組であって、他地域又は他品目のモデルとなり得る先進的な実証
- ④ パレット、外装、コード等の物流標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等のデジタル化・データ連携、ラストワンマイル物流の確保等、流通合理化につながる取組であって、これまでに効果が確認されている施策の当該地域・品目での導入に向けた試験
- ⑤ 上記事業の実施に向けた事前調査、関係者の意見調整及び計画の策定

2. 物流生産性向上設備・機器等導入事業

次に掲げる事業に係る経費の一部を補助します。

- ① パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、無人搬送機、ラベル貼機、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵車、移動販売車等の物流の合理化・効率化やコールドチェーンの確保に資する設備・機器の導入
- ② 納品伝票の電子化システム、トラック予約システム、共同輸配送システム、パレット循環管理システム等の物流の合理化・効率化に資するシステムの導入

-
-
- ③ 上記の設備・機器等の導入の効果検証

■ 間接補助事業者

1. 本事業を実施する間接補助事業者は、次に掲げる者から公募により選定します。
 - ① 中央卸売市場若しくは地方卸売市場（以下「卸売市場」という。）の関係事業者で構成する団体
 - ② 食品卸団体
 - ③ 食品小売団体
 - ④ 食品流通業者と企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、卸売市場の開設者、運送事業者、貨物利用運送事業者等により構成する協議会

2. 間接補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。
 - ① 生鮮食料品等の流通の合理化又はラストワンマイル物流の確保を推進する意思及び具体的な計画を有していること。
 - ② 適切な管理体制及び処理能力を有する団体で、代表者の定めがあること。定めのない団体にあつては、これに準ずるものがあること。
 - ③ 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるものがあること。
 - ④ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく食品等流通合理化計画の認定を受けている又は認定を受ける見込みがあること（間接補助事業者が構成員となる団体が認定を受けている場合を含む。）。
 - ⑤ 補助事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
 - ⑥ 日本国内に所在し、間接補助事業及び補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
 - ⑦ 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
 - ⑧ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組の該当項目について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを補助事業者提出（交付申請時）及び報告（事業実施状況報告時）すること。

■ 補助対象となる要件及び経費

1. 補助対象要件

- ① 本事業の内容、補助対象経費の範囲、補助率及び補助金の上限については下表のとおり。

第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率等
物流生産性向上実装事業		
<p>(1) 青果物流通標準化ガイドライン、花き流通標準化ガイドラインなど 政府又は業界が定めるガイドラインにおいて推奨する、標準仕様のパレットの導入</p> <p>(2) 貨物自動車による陸上輸送から鉄道又は海上輸送への転換（モーダルシフト）</p> <p>(3) パレット、外装、コード等の物流標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等のデジタル化・データ連携、ラストワンマイル物流の確保等、流通合理化につながる取組であって、他地域又は他品目のモデルとなり得る先進的な実証</p> <p>(4) パレット、外装、コード等の物流標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等のデジタル化・データ連携、ラストワンマイル物流の確保等、流通合理化につながる取組であって、これまでに効果が確認されている施策の当該地域・品目での導入に向けた試験</p> <p>(5) 上記事業の実施に向けた事前調査、関係者の意見調整及び計画の策定</p>	<p>1 事業費</p> <p>(1) パレット導入費 標準仕様のパレットの導入にかかる経費（レンタル料等）及びそれに伴う現有パレットの処分にかかる経費</p> <p>(2) モーダルシフトに要する経費 モーダルシフトに伴って発生する増加分の運行経費</p> <p>(3) 会場借料・設営費会議等を開催する場合の会場借料・設営に係る経費</p> <p>(4) 通信・運搬費通信、郵便及び運送に係る経費</p> <p>(5) 設備・機器等借上費 事務機器、試験機器等の借りに係る経費</p> <p>(6) 印刷製本費 資料等の印刷に係る経費</p> <p>(7) 広告・宣伝・情報発信費 ポスター・チラシ等の作成・配布、広告掲載その他の情報発信（事業の案内や事例発信等）に係る経費</p> <p>(8) 資料購入費 図書及び参考文献の購入に係る経費</p> <p>(9) システム等開発費 システム等の開発に係る経費</p> <p>(10) 各種認証等の取得に要する経費 各種認証等の取得に係る経費</p> <p>(11) 消耗品費 次の物品に係る経費 ・ 短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物品 ・ CD ROM等の少額（5万円未満）の記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（5万円未満）の器具等</p> <p>2 旅費 調査旅費 資料の収集、各種調査、打合せ等の実施に係る経費</p>	<p>定額（千円未満切捨て） ※補助金の上限 1間接補助事業者あたり40百万円</p>

	<p>3 人件費 本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当の経費</p> <p>4 謝金 資料の整理、補助、専門的知識の提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼に係る経費</p> <p>5 委託費 事業の交付目的たる事業の一部分の他の者（応募団体が民間企業の場合にあつては、自社を含む。）への委託に係る経費</p> <p>6 役務費 事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等に係る経費</p> <p>7 雑役務費 (1) 手数料 謝金等の振込に係る経費</p> <p>(2) 印紙代 委託の契約書に貼付する収入印紙（印紙税）に係る経費</p>	
物流生産性向上設備・機器等導入事業		
<p>(1) パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、無人搬送機、ラベル貼機、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵車、移動販売車等の輸配送の合理化・効率化やコールドチェーンの確保に資する設備・機器の導入</p> <p>(2) 納品伝票の電子化システム、トラック予約システム、共同輸配送システム、パレット循環管理システム等の物流の合理化・効率化に資するシステムの導入</p> <p>(3) 上記の設備・機器等の導入の効果検証</p>	<p>事業費</p> <p>1 設備・機器等導入費 設備・機器等の購入及びリース導入にかかる経費 ・パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、標準パレット、AGV（無人搬送車、無人搬送ロボット）、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵車、移動販売車等の集荷、保管、輸送、運搬、加工、販売に係るものに限る。 ・設置等工事費を含み、保守・管理費は除く。 ・コンピュータ、タブレット、トラック等、その他の用途に使用可能な汎用性の高いものは除く。 ・機械、機材、器具等を含む。</p> <p>2 配送、パレット管理等のシステム導入に要する経費 納品伝票の電子化、トラック予約受付、共同輸配送、パレット管理等のシステム導入に必要な経費（共用サーバーの登録、システム導入 時の初期設定を含む。）</p> <p>3 事業の実施及び効果検証等に要する経費 本事業を実施し、その効果を検証するために必要な専門家等に対する調査依頼等に必要な経費</p>	<p>1/2以内（千円未満切捨て） ※補助金の上限 1間接補助事業者あたり100百万円 また、①間接補助事業者が直接行う取組は100百万円、②間接補助事業者の構成員が個別に行う取組について1構成員あたり40百万円を上限とし、①②の取組を組み合わせる事業であっても合計で100百万円を上限とする。</p>

② 食品等流通合理化計画の認定内容に記載されている取組であること。

2. 補助対象経費

本事業を実施するために直接必要な上表の補助対象経費の範囲に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとします。その経理に当たっては、他の事業費と区別して経理を行うこと。

なお、次の経費は対象としません。

- ① 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組にかかる経費
- ② 間接補助事業者等が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費
- ③ 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費
- ④ 以下にあげる経費
 - ・ 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
 - ・ 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
 - ・ 補助金の交付決定前に発生した経費
 - ・ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
 - ・ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
 - ・ 補助の対象としない経費として実施要領で定めるもの

■ 事業の成果目標

1. 間接補助事業者は、サプライチェーン強化の取組を行うことにより、流通における所要時間や経費等を30%以上削減すること又は取扱数量や金額等を5%以上拡大することを成果目標とします。
2. 本事業の成果目標の目標年度は、事業を完了した年度の3年後とします。

■ お問い合わせ先

- ・ （公財）食品等流通合理化促進機構 担当：業務部（03-5809-2176）
- ・ 詳細については、以下のサイトからご確認願います。

URL : <https://www.ofsi.or.jp/logi-suisin/>

【令和7年度 第1回理事会・通常総会のお知らせ】

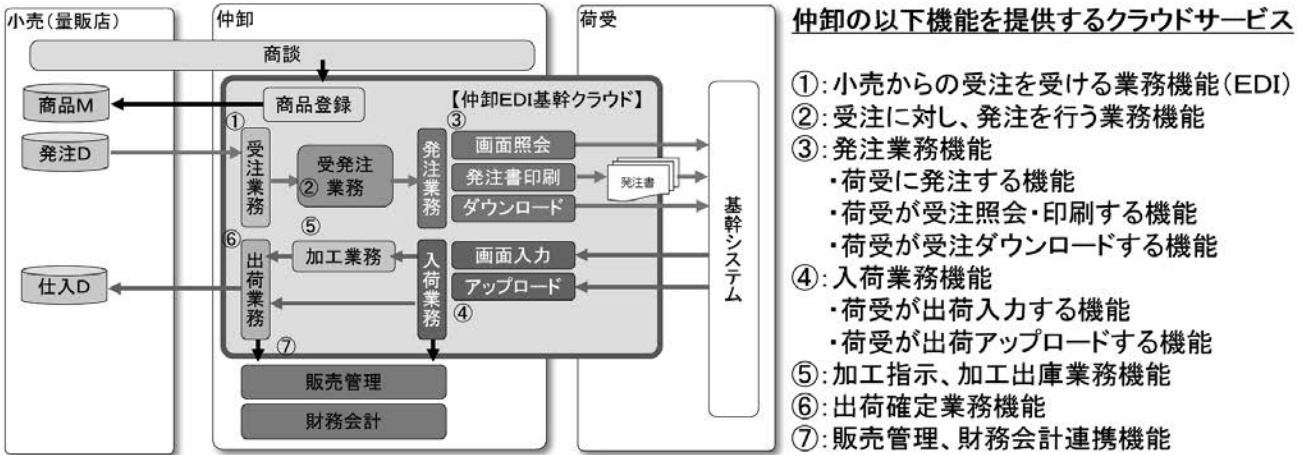
令和7年度第1回理事会及び通常総会を下記の日程で開催することとなりましたので、お知らせいたします。

1. 開催日時：令和7年6月12日（木） 11:30～12:30（第1回理事会）
13:00～14:00（通常総会）
2. 会 場：喜山倶楽部 飛鳥の間（第1回理事会・通常総会 共通）
東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館9F
3. 開催方法：オンライン併用のハイブリット形式

サイバーリンクスは、生鮮流通に必要なシステムをクラウドサービスでご提案します。

＜仲卸EDI基幹クラウドサービス＞

量販店との生鮮EDIを実現する為には、各社フォーマットに合わせたシステム開発が必要でした。仲卸EDI基幹クラウドサービスは、取引先(量販店や専門店)からのEDI受注を容易に実現します。また、受発注機能だけでなく「基幹業務機能」も備えており、必要な機能だけをご利用頂くことが可能な為、システム投資コストや維持コストを軽減します。



＜食品スーパー向け生鮮EDIサービス @rms(アームズ)生鮮＞

当社の生鮮EDIは、生鮮標準コードを活用し生鮮部門のEDI化を実現します。発注業務だけではなく、日々の利益管理が出来るシステムです。中小から大手小売業様まで抱えている問題点を生鮮業務に特化したサイバーリンクスのクラウドサービスが解決します。



導入実績 **60** 社以上
(2021年5月時点)

取引先 **2,000** 社以上

【お問い合わせ先】

株式会社サイバーリンクス 流通クラウド事業本部 営業1課 TEL:03-3453-2000 FAX:03-3453-2000



Discover 2025

人手不足対応、安全性向上、消費者への情報提供、
規制対応・どこまでもビジネスは試練の連続
生きたグローバル標準“GS1”はそんな皆様のパートナーです

これからの時代に、さらに一步先に、
私たちGS1 Japanが次世代のビジネスヒントを提供します

GS1を発見し、
そしてGS1から次のビジネスを発見してください！

DAY 1

まずは知ろう、
GS1とはなにものか？

GS1標準はここから始まった
「GTIN」と「JANコード」

ゲスト
スピーカー
独立行政法人
日本貿易振興機構(ジェトロ)

GS1の真骨頂！
「GS1識別コード」と「GS1アプリケーション識別子」

安全で効率的な医療の実現のために
ヘルスケア分野におけるGS1標準の利用動向

Ambition2027! グローバルで導入が進む
2D in Retailとは？

活用分野が一気に拡大！
EPC/RFIDの真価

ゲスト
スピーカー
株式会社ゴールドウイン
日建リース工業株式会社

DAY 2

ベンダー企業必見！
GS1標準のルールブックと使えるツール

国内標準EDI
「流通BMS」

GS1標準×WEB
「GS1 Digital Link」

GS1標準だからこそまでできる、物流可視化

ゲスト
スピーカー
味の素株式会社

グローバルに広がるGS1の商品情報データベース、その活用メリットを探る

ゲスト
スピーカー
イオン株式会社

1月20日-21日

GS1 Japan (東京メトロ
都営地下鉄各線 青山一丁目駅 直結)
Zoom Webinar のハイブリッド開催

参加無料 詳細・お申し込みはQRコードより



- ☑ 講師派遣
- ☑ ネットワーク
- ☑ 営業研修
- ☑ 事業承継
- ☑ 労務管理

青果流通業界を トータルサポートする 農経新聞社



青果物流通の週刊専門紙「農経新聞」の発行をベースに
様々なサービスの提供で青果流通業界に貢献します！



講師派遣

全国で講演実績が豊富な代表取締役社長・宮澤信一が、最新事例紹介や経営者の意識改善など、現場に即した話題を提供。
「学識経験者の講演では満足できない」「現場の社員にも聞かせたい」というニーズにお応えします。専門分野を持つ提携コンサルタントの派遣も承ります。



ネットワーク

2008年から参加者限定の会員制ネットワーク「青果流通業者交流会」を主催。年4~5回の市場や産地等の視察研修により最新事例を学ぶとともに、会員同士の交流を促し、発展に寄与します。



営業研修

大手青果流通業で20年近い営業経験を持つ当社提携・青果流通コンサルタントの本田茂氏が、営業社員へのスキルアップ研修、さらには人材を育成できる体質に会社組織を変革するまでの工程を提案します。



事業承継

事業承継の専門家集団「CRC企業再建・承継コンサルタント協同組合」が、次世代への承継に悩んでいる青果流通業者に様々な事業承継手法をアドバイスするとともに、再建が必要な場合は親身にサポート。
大手コンビニエンスストア本部での経験が豊富で、青果仲卸とも接点が多い当社提携コンサルタント・吉田雅巳氏（中小企業診断士）も連携します。



労務管理

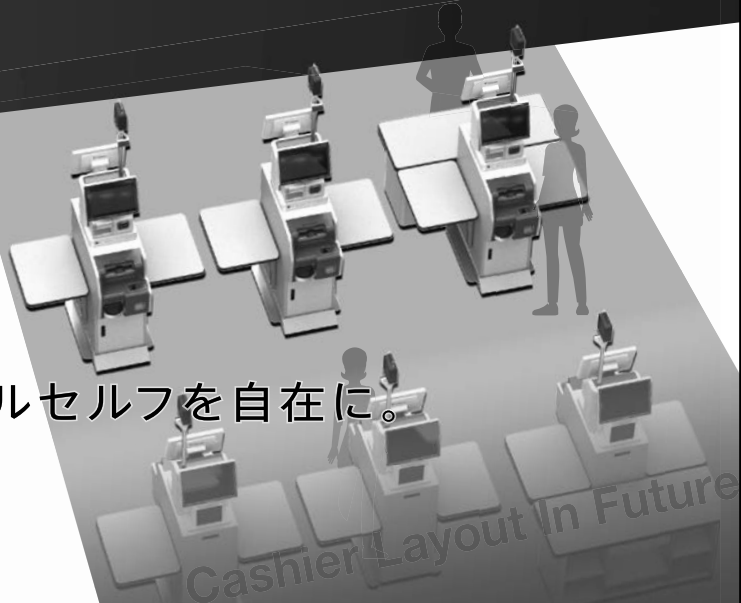
当社提携の特定社会保険労務士・内川真彩美氏（いづどり社会保険労務士事務所代表）が、中小青果流通業者がおるそかにしがちな雇用・就労など労務管理の基本をアドバイスするとともに、労働基準局からの指摘が多いポイントなども指南します。

■お問い合わせは

株式会社 農経新聞社

〒141-0031 東京都品川区西五反田 1-27-6 市原ビル 9F

TEL 03-3491-0360 <https://www.nokei.jp>



セミセルフ、フルセルフを自在に。

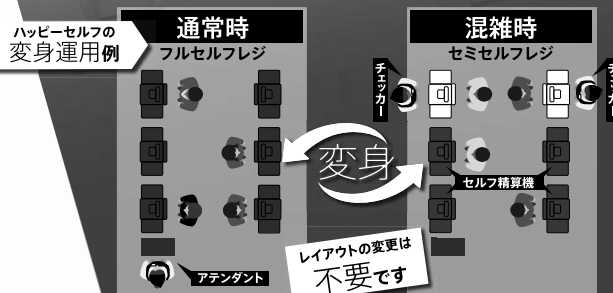
HappySelf ハッピーセルフ (Web3800)/Web3800T

セミセルフレジ・フルセルフレジ・対面セルフレジの3つの機能を搭載した、マルチセルフレジです。状況に応じて「セミ」・「フル」の機能を変えることにより、人手不足への対応やチェックアウトのさらなるスピードアップを実現。時間とスペースを効率的に使いたい店舗の抱える課題を解決します。 ※「HappySelf」は株式会社寺岡精工の登録商標です。

新しい常識を創造する

株式会社 寺岡精工

お客さま窓口 平日 9:30~17:30
0120-37-5270
www.teraokaseiko.com



生鮮WMS(倉庫管理)システム

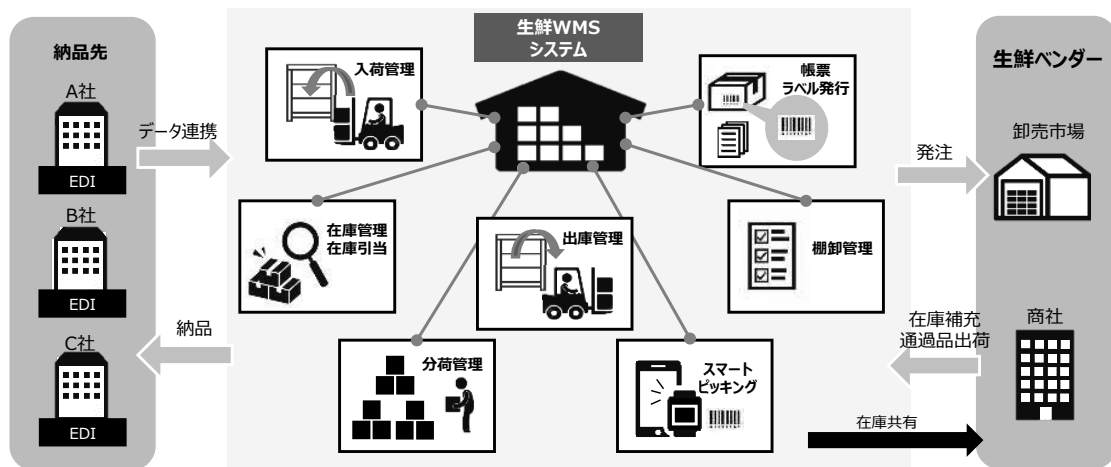
ペーパーレス化に取り組む生鮮業界の皆様をITの力で支えます。

分荷支援機能

複数の発注EDIインターフェースに対応

物流器材マテハンに合わせた出荷検品

生鮮品特有の在庫引当発注計算ロジック



パーソナル情報システム株式会社

〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-21-19

パーソナル情報システム

検索

www.pjs.co.jp/

▼お問い合わせは

03-6880-7211
marketing@pjs.co.jp



編集後記

- ▶ 第2回先進事例見学会を富山市公設地方卸売市場で開催しました。PPP(公民連携)手法を活用して再整備した卸売市場ということで、当日は再整備を予定している卸売市場の参加者から活発なご質問をいただきました。なお、概要は24Pに掲載しておりますので是非ご参照ください。
- ▶ 第1回生鮮取引電子化セミナーを開催し、「物流に関する政策の動向」について、農林水産省の蔵谷課長にご講演をいただきました。内容は多岐にわたり、大変参考になりました。この場を借りて改めて御礼申し上げます。
- ▶ 流通経済研究所の田代主任研究員による連載「物流環境変化により求められる生鮮流通（物流）の取組み」の今回のテーマは「農水産物・食品流通の高度化実証モデルの構築」。連載は本稿が最終回となりますので、是非ご一読ください。
- ▶ 令和7年度 第1回理事会及び通常総会を6月12日（木）に開催することとなりました。今回もオンライン併用のハイブリッド形式とし、当日は今年度（令和6年度）の事業報告と来年度（令和7年度）の事業計画をご説明させていただく予定でありますので、是非ともご参加願います。

（トンボ）

集出荷業務で、こんなお悩みありませんか？



数量確認のために荷捌きしている



数量のダブリや漏れが発生してしまう



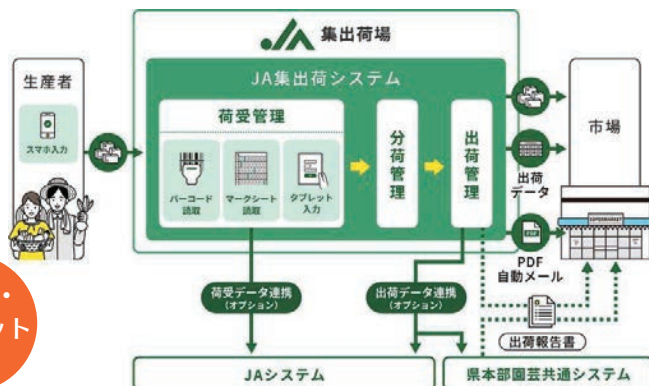
伝票入力などの手作業が大変



人手不足だが商品知識がないと難しい

JA集出荷システムで、そのお悩みを解決！

JA全農
推奨



- 1 荷受から集計まで素早く正確な計数管理
- 2 様々な荷受方式・分荷方式に対応
- 3 多重入力・繰り返し入力が不要

資料請求・お問い合わせ >> contact@agripoint.jp

まずはお気軽に
お問い合わせください。

詳しくはこちらから

全農



JFE エンジニアリング 株式会社

集出荷業務効率化クラウドシステム

JA集出荷システム
www.agripoint.jp



生鮮取引電子化推進協議会会報

第107号 令和7年3月発行

発行所 生鮮取引電子化推進協議会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町
3丁目4番5号 第1東ビル6F

(公財)食品等流通合理化促進機構内

TEL：03-5809-2867

FAX：03-5809-2183

発行責任者 事務局長 佐南谷英龍

印刷所 株式会社 キタジマ